

6 大石美雪議員

- 1 住民の交通権の確保を求めて
- 2 町の増えている空き家への取り組みは



1 住民の交通権の確保を求めて

今定例会に提出された令和7年度一般会計補正予算第2号では、交通対策費の委託料として814万円増額の議案が出されています。その内訳は、デマンド交通システム導入等業務委託料660万円とデマンドタクシー実証運行业務委託料154万円となっています。そこで伺います。

- 1、デマンドタクシー実証運行に取り組む目的は。
- 2、デマンドタクシー実証運行の実証予定期間は。
- 3、デマンドタクシー実証運行後に本格運行へ取り組むための判断基準は。

現在、運行している岩内循環バス・ノッタラインについて、苦情の声や要望が寄せられています。そこで伺います。

1、現在実施しているビンゴ型のアンケート調査では、利用者からの要望や苦情などをくみ取れないと考えます。利用者に対するアンケート調査方法を改善する考えはありますか。

2、往復ルートを設定したり、停留所を増やして利便性を高めることをしない理由は。

円山地域乗合タクシーはその地域に住まれている方々や温泉などの利用者にとって喜ばれています。そこで伺います。

1、令和6年の乗車人数は4,832人となっていますが、現在までの推移は、どのようになっていますか。

2、火曜日と木曜日が運休で、3便とした理由は。

3、午後の便を増やしてとの要望は、もっともですので実現できませんか。

地域の公共交通を支援する国交省の地域公共交通確保維持事業の地域内フィーダー系統補助は赤字に対する2分の1の補助ですが、その条件が、1回あたりの輸送量が2人以上であること、定時定路線型の場合に限る、とされ、補助要件が極めて限定的です。そこで伺います。

1、町はこの補助を受けていますか。

2、過疎と高齢化に向けて、地域内フィーダー系統補助は最重要課題でもあるので、1回当たりの輸送量が2人以上の要件を緩和するよう国交省へ要望を出していますか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、デマンドタクシーの実証運行についてであります。

始めに、デマンドタクシー実証運行に取り組む目的についてであります。

町では、住民の交通手段として、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーを運行しておりますが、現行ルートから離れる一部の地域住民から、新たな停留所の設置要望があることや、今後の人口減少や土地利用の変化など、将来を見据えた町民ニーズに合った交通サービスの提供について検討するため、デマンドタクシーの実証運行を実施しようとするものであります。

次に、デマンドタクシー実証運行の実施予定期間についてであります。

デマンドタクシーの実証運行期間については、システム等の導入や、道路運送法上の許認可時期にもよりますが、現段階においては、本年10月から12月までの3か月間を予定しております。

次に、デマンドタクシーを本格運行する判断基準についてであります。

デマンドタクシーを本格運行するための判断基準は、この度の実証運行による町民ニーズを踏まえるとともに、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーの利用実績や事業費、各費用対効果、民間事業者である路線バスやハイヤー・タクシーの事業継続への影響、福祉有償運送への影響など、本町における交通体系を全て勘案した中で、数値だけにとらわれることなく、持続可能な交通体系を検討する中で、岩内町地域公共交通活性化協議会において、その必要性について、判断されるものと考えております。

2 項めは、岩内循環バス・ノッタラインについてであります。

始めに、現在実施しているビンゴ型アンケート調査では、要望や苦情などをくみ取れないため、改善する考えはあるかについてであります。

地域公共交通に係る住民アンケートにつきましては、令和2年6月から実施しているところであります。ビンゴ型用紙においては、12の質問項目により利用目的や必要性、満足度、利用頻度などについて回答いただいているほか、記入式アンケート用紙においては、ビンゴ型用紙の質問項目以外のご意見がある場合に、自由に記述していただくため設置しているところであります。

そのため、現時点では利用者からの要望や苦情について、一定程度把握できる状況にあるものと考えておりますので、現行のアンケート調査方法を継続してまいります。

次に、ルートや停留所を増やして利便性を高めることをしない理由についてであります。

岩内循環バス・ノッタラインに関する、運行ルート及び停留所については、本年、第一回定例会でもご答弁しておりますが、限られた車両で出来る限り、利用者の安全性と利便性を重視し、短時間で効率よく市街地を面的にカバーするよう、岩内町地域公共交通活性化協議会により議論を重ね、現行の運行ルートとして決定されたものであります。

こうした現行ルートに、逆ルートを加えるとした場合には、利用する方の乗車場所と目的地が近い場合には、利便性の向上が見込める反面、乗車場所と目的地の距離が遠い場合は、利便性が損なわれることとなり、現段階において、運行ルートや停留所を増設することは考えていないところであります。

3 項めは、円山地域乗合タクシーについてであります。

始めに、円山地域乗合タクシーの乗車人員の推移についてであります。

円山地域乗合タクシーの乗車人数につきましては、令和4年が5,218人、令和5年が5,067人、令和6年が4,832人となっており、減少傾向となっております。

次に、火曜日と木曜日が運休で、3便とした理由についてと、午後の増便は実現できませんかについては、関連がありますので併せてお答えします。

円山地域乗合タクシーの実証運行において、当初、毎日4便の運行としておりましたが、第4便の利用者が、1日平均1.3人と極めて少ない状況であり、利用人数や運行経費を含め、持続可能な地域公共交通の維持を図るため、岩内町地域公共交通活性化協議会において、運行日や便数について検討した結果、現行の運行体制としたものであり、現段階において、午後の便を増設する考えには至っておりません。

4項めは、地域内フィーダー系統補助についてであります。

始めに、町は、地域内フィーダー系統補助を受けているかについてであります。

本補助金につきましては、地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通を運行する事業者に対して支援されるものであり、本町におきましても、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーの運行事業者において補助金の交付を受けております。

次に、地域内フィーダー系統補助における1回当たりの輸送量が2人以上の要件を緩和するよう、国土交通省へ要望しているかについてであります。

本町においては、本補助事業を活用している系統は、ノッタラインと円山地域乗合タクシーであり、令和6年度における輸送実績については、ノッタラインが1便当たり13.5人の輸送人員、円山地域乗合タクシーが1便当たり6.2人の輸送人員であり、どちらの系統も補助要件の輸送量を十分上回っており、当面、この補助要件を下回る状況は想定されないことから、現時点で、町として国に対する要望は行っておりません。

しかしながら、補助対象経費の算出要件の緩和や、補助率のかさ上げなどの地域公共交通の維持確保のため、地域の現状に即した補助制度となるよう、これまで、後志総合開発期成会における要望会や、小樽開発建設部と後志総合振興局により開催されている地域づくり連携会議等において、継続的な要望活動を実施しているところであります。

< 再 質 問 >

病院、買い物、役場への足として町民に利用されている岩内循環バス、ノッタラインは、帰りの足としては時間がかかりすぎるため、冬場などは仕方なく、暖かい時期は自転車を使って生活しているなどの声が寄せられています。

特にノッタラインは限られた1両の車両で運行し、停留所も時間も変更することは考えていないとしております。

デマンド交通システムの導入を試みることも、今ある地域公共交通の利便性を高めることに力を注ぐべきではありませんか。

【答 弁】

町 長：

ノッタラインにつきましては、限られた車両で出来る限り、利用者の安全性や利便性を確保しながら、車両1台で運行できるよう1方向のルート設定がされたものでありますが、現行ルートから離れる一部の地域住民から、新たな停留所の設置要望があることから、こうした地域におけるニーズの把握、更には、今後の人口減少や土地利用の変化など将来を見据えた町民ニーズに合った交通サービスの提供を検討するため、デマンドタクシーの実証運行を行うものであります。

町としましては、この度の実証運行による町民ニーズを踏まえるとともに、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーの利用実績や事業費、民間事業者である路線バスやハイヤー・タクシーの事業継続、福祉有償運送など、本町における交通体系を全て勘案し、住民ニーズにあった持続可能な地域公共交通となるよう、協議・検討を進めてまいります。

2 町の増えている空き家への取り組みは

5年ごとに総務省統計局が実施している、住宅・土地統計調査の最新の集計結果、2023年10月1日現在、が2024年9月に公表されました。それによると、過去最多の空き家数、最高の空き家率になっている。日本の総住宅数6,504万7,000戸のうち、空き家は900万2,000戸で、5年前の2018年と比べて51万3,000戸の増加で過去最多となり、総住宅数に占める空き家の割合、空き家率は13.8%で、2018年の13.6%から0.2%上昇し、過去最高で、これまで一貫して増加が続き、1993年から2023年までの30年間で約2倍となっている。

岩内町も少子高齢化や産業が振るわず、人口の流失などで、シャッターを降ろす商店や空き家が目立ち始めています。そこで伺います。

- 1、岩内町の総住宅数とその内訳、一戸建て、共同住宅、別荘、長屋等は。
- 2、空き家の数とその内訳は。

今回議案として出されている、岩内町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例設定については、提案理由として管理不全空き家等の規定及び緊急時の代執行等について、所要の改正をするものとしている。そこで伺います。

- 1、町の空き家対策と都市計画についての考えは。
- 2、今回の条例改正で、具体的にできることは。
- 3、空き家を有効利用する取り組みについての考えは。
- 4、空き家の利用施策の一つとして、岩内の避暑地としての優位性をPRし、町が空き家を適切な住まいにリノベーションする施策はありますか。
- 5、島根県の江津市では、移住・定住対策として、空き家バンクを整備し、年に1度、起業アイデアを募集しコンテストの優勝者に活動資金などの補助をしていて若い世代が少しずつ増えています。また、大田市大森町では、空き家を銀山で栄え賑わった歴史遺産を展示し、語り部を配置して観光地として再利用しています。

岩内町も江津市や大田市のように空き家をアイデアと工夫と財政力で再利用する取り組みはありますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、岩内町にある総住宅数とその内訳は、についてであります。

令和2年度実施の国勢調査によりますと、総住宅数が5,736世帯、持ち家が3,327世帯、公営借家が838世帯、民営借家が1,087世帯、給与住宅が260世帯、間借りが117世帯、その他が107世帯であります。

2 項めは、空き家の数とその内訳はについてであります。

町で実施している調査に基づき、令和7年3月末時点で、利用状況が不明な空き家と思われる建物が426件、内訳として、所有者・管理者が特定できている建物が213件、その内、特定空き家等に相当する建物が121件、所有者・管理者が特定できていない建物が213件、その内、特定空き家等に相当する建物が、132件であります。

3 項めは、町の空き家対策と都市計画についての考えは、についてであります。

町では、令和4年6月に岩内町空き家等対策計画を策定し、空き家対策の基本的な方針や対策を示しており、これに加えて令和7年3月に岩内町都市計画マスタープランの見直しと岩内町立地適正化計画を策定しており、その中で、空き家・空き地の解消や発生抑制に係る対策を一体的に検討・実施することとしております。

4 項めは、今回の条例改正で具体的にできることは、についてであります。

これまで、法に基づく措置の対象となる空き家は、周辺の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家等に限定されておりましたが、令和5年施行の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正を受け、今回の条例改正により、そのまま放置すると特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空き家について管理不全空家等として認定することで、法に基づく措置を実施することが可能となるものであります。

5 項めの、空き家の有効利用の取り組みについての考えはと、7 項めの、岩内町も江津市や大田市のように空き家をアイデアと工夫と財政力で再利用する取り組みはありますか、については関連がありますので併せてお答えします。

これまでも、空き家の有効利用に関しては、岩内町住生活基本計画や空き家等対策計画において施策を位置付け取り組んできたところですが、新たに立地適正化計画においても空き家に対する取り組みを盛り込み、将来のまちづくりを見据えながら、総合的に検討すべき重要な課題であると認識しており、町の各種計画に盛り込んでいる空き家対策に関する施策を着実に実施するため、活用可能な財源の検討も含め、関係する部局と連携を図りながら取り組んでまいります。

6 項めは、空き家の利用施策の一つとして、岩内の避暑地としての優位性をPRし、町が空き家を適切な住まいにリノベーションする施策はありますか、についてであります。

町では、現在、そうした施策は実施しておりませんが、空き家等対策計画において位置付けている移住定住希望者に対する住まい確保の支援として、中古住宅取得補助制度を実施しており、今後もこうした取り組みを継続、実施してまいります。

< 再 質 問 >

1つ、今回の条例改正で、空き家対策に取り組むことで、国からの財政的な補助を受けることができることはありますか。

2つ、空き家問題解決には、個々には裁判手続きなど時間のかかることもあると思いますが、スピード感を持って取り組むことが求められていると思います。町はどのように考えておられますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、今回の条例改正で空き家対策に取り組むことで、国からの財政的な補助を受けることができますか、についてであります。

代執行等、法に基づく措置を実施する場合には、活用可能な国の補助制度が整備されておりますので、この活用は可能と考えております。

2 項めは、空き家問題解決にスピード感を持って取り組むことが求められていると思うが、町はどのように考えていますか、についてであります。

管理不全空き家等及び特定空き家等に対し、法に基づく措置を実施するにあたっては、空き家等対策協議会における協議を経て、町が認定することになりますので、その後、必要な法的手続きの整理も含め、円滑な対応の実施に向け、取り組んでまいります。